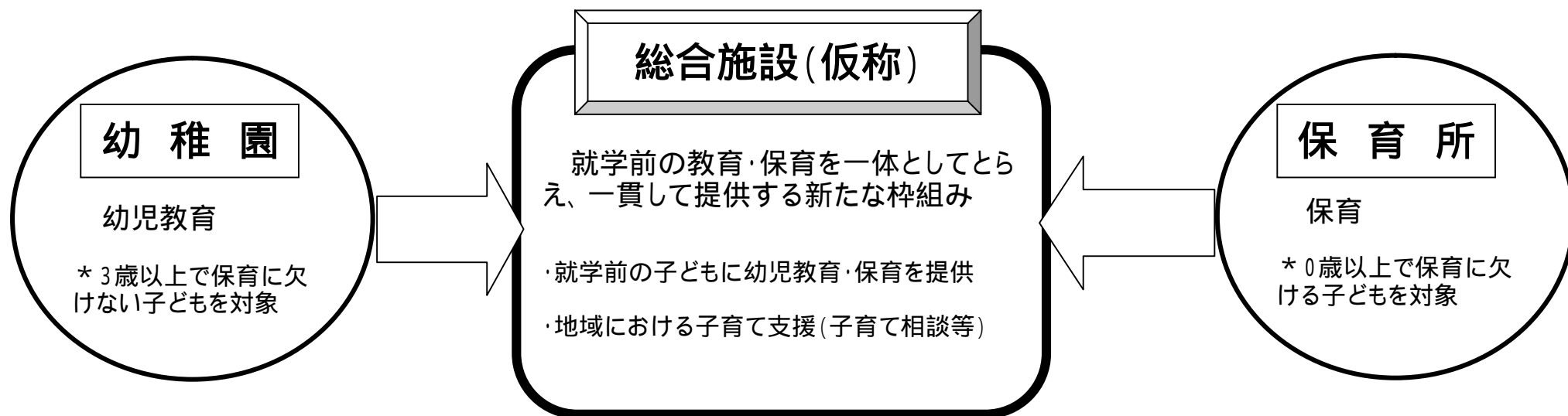


## 総合施設(仮称)に係る関税措置の適用対象範囲の拡大



[今回答申]

総合施設(仮称)において幼稚園と同水準の幼児教育が確保される場合には、これを、教育用物品等に係る特定用途免税が適用される施設に追加する。

総合施設(仮称)において幼稚園及び保育所と同水準の幼児教育又は保育が確保される場合には、これを、学校等給食用脱脂粉乳に係る軽減税率等が適用される施設に追加する。